

別冊 事業所税Q&A

高崎市

目次

1	課税対象 (Q1～15)	P 1
2	納税義務者等 (Q16～22)	P 3
3	課税標準 (資産割) (Q23～30)	P 5
4	課税標準 (従業者割) (Q31～49)	P 8
5	免税点 (Q50～57)	P 12
6	非課税 (Q58～78)	P 16
7	課税標準の特例 (Q79～86)	P 22
8	消防用設備等及び防災施設等に関する事項 (Q87～99) ..	P 24
9	その他 (Q100～101)	P 27

〈事業所税に関する問い合わせ先〉

〒370-8501 群馬県高崎市高松町35-1
高崎市財務部市民税課 税制担当
TEL (直通) 027-321-1310
FAX 027-328-3944
メールアドレス shiminzei@city.takasaki.lg.jp
ホームページ <http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014011601338/>

令和6年4月変更

1 課税対象

Q1 未登記の建物であっても課税対象となりますか。

A 事業所税の課税対象となる事業所用家屋となるかどうかは、不動産登記法上の建物に該当するかどうかにより判定されます。したがって、未登記の建物であっても、不動産登記法上の建物として登記の対象となり得るものであれば、事業所税の課税対象となります。

なお、事業所税の課税床面積は事業所用家屋の延べ床面積とされており、この場合の「家屋」とは、「固定資産税における家屋」を言います。事業所税における家屋の意義は固定資産税における家屋の意義と一致します。

床面積の算定については、原則は実測となっていますが、同様に面積が算定される固定資産税の評価床面積も同一のものとして取り扱います。

Q2 無人倉庫など従業者が常駐していない事業所等も申告する必要がありますか。

A 従業者が常駐しない倉庫などであっても、通常それを管理する事業所等と一体となって事業の用に供されているため（事務所の所在地は、市内市外を問わない）、申告する必要があります。

Q3 次のような場合の倉庫は、どのように取り扱われますか。

(1) 1棟の倉庫を一定期間、倉庫業者から賃借し、専用する場合

(2) 1棟の倉庫の内、特定の数室又は一室の特定部分を一定期間倉庫業者から賃借し、専用する場合

(3) 製品1個又は1ケースごとに料金を定め、倉庫業者に預託する場合

A (1)、(2)については、倉庫業者が物品等の保管責任を有する場合を除き、当該倉庫又は当該倉庫の特定部分等を使用している者の事業所等として取り扱います。(3)については、倉庫業者の事業所等として取り扱います。

Q4 モデルハウスは事業所用家屋として課税の対象となりますか。

A モデルハウスは、住宅の商品見本としての性格が強いことから課税の対象にはなりません。ただし、モデルハウス内の一室を営業所や事務所として使っているような場合は、その部分が課税の対象になります。

Q5 個人や不動産賃貸業者等が所有するアパート・マンションなどは事業所税の対象になりますか。

A アパート・マンションなど人の居住の用に供される家屋は事業所等に該当しませんので、事業所税の対象にはなりません。ただし、アパート等の一室を営業所として使っているような場合は、

その部分が課税の対象になります。

Q6 ビルの管理業務の一部の委託を受けたビルメンテナンス会社が使用する次の部分は、ビルメンテナンス会社の事業所部分であると解してよいですか。なお、当該部分の使用に関して特に賃貸借契約は締結されておらず、ビルメンテナンス会社が無償で使用しています。

- (1) 清掃作業人の詰所
- (2) 清掃用具の保管室
- (3) ガードマンの詰所、宿直室
- (4) 守衛室
- (5) 空調機械等の操作、監視作業人の詰所、事務所

A (1)～(5)に掲げる詰所等の部分は、ビルメンテナンス会社の事業所部分ではなく、当該ビルにおいて事業を行う者の事業所等になります。

Q7 「ガードマンの詰所・宿直室」も業務用と解されていますが、職員が交替で行う夜間警備等、自営のための宿直室も業務用として課税対象となりますか。

A 課税の対象になります。

Q8 駅ビル、地下街等に公共の用に供される通路等の部分がある場合、その部分は課税の対象となりますか。

A 課税の対象にはなりません。

Q9 貸ビルの空室部分は課税対象となりますか。また、共用部分を按分する場合には当該空室部分を専用部分に含めてよいですか。

A 貸ビルの空室部分は、課税対象にはなりません。また、共用部分を按分する場合には空室部分を専用部分に含めることとなります。

Q10 社屋の建替や改修により、仮店舗・仮事務所等で事業を行っている場合、課税対象となりますか。

A 仮店舗等で事業所を行っている場合、『仮』という名称が付されているとしても、現に事業がそこで継続して行われているものであるから、事業所用家屋として把握される、課税対象となります。

Q11 駅のプラットホームにある売店については、課税対象となりますか。

A 駅のプラットホームにある売店は、償却資産とされているので事業所用家屋とは認められず、資産割の課税対象にはなりません。しかし、従業者割については、当該売店勤務者が所属する本社又は支店等の従業者給与総額に含まれることとなります。

Q12 法人市民税均等割が課税されている事業所で、固定資産税において家屋と認められないものについて、事業所税は課税されますか。

A 資産割の課税標準は事業所床面積であるから、設問の家屋に該当しない事業所においては事業所床面積が存在せず、課税標準が無いことになるので資産割については課税されません。ただし従業者割は課税対象となります。

Q13 老朽化した工場・倉庫等を購入し、工場についてはこれを取り壊し、新しい事務所兼工場を建築しましたが、倉庫については取り壊し費用が高額となるため放置してあり、使用する予定もありません。この倉庫については課税対象となりますか。

A 事業所税は、現に事業の用に供する事業所等について課税するものなので、設問のように使用もされず現に廃棄同然のものについては、課税の対象にはなりません。

Q14 屋根だけの設備の車庫の取り扱いはどうなりますか。

A 課税対象となる事業所用家屋となるかどうかは、不動産登記法上の家屋（固定資産税の対象となる家屋）に該当するかどうかにより判定されることとなりますが、登記簿に登記されていることはもちろんのこと、未登記のものであっても不動産登記法上、家屋として登記の対象となり得るものであれば事業所税の課税対象となります。

設問の車庫については、固定資産税の対象となる家屋には該当しないと思われるため、課税の対象にはなりません。

Q15 社宅・社員寮は、事業所等に該当しますか。

A 社宅・社員寮は、人の居住の用に供するものであることから、事業所等に該当しません。

2 納税義務者等

Q16 事業で貸ビル業を行っていますが、課税対象となりますか。

A 実際にその場を借りて事業を行っている法人や個人が対象となります。貸室は、貸ビル業者が事業用に供しているものとは言えませんので課税対象にはなりません。ただし、ビルの管理室等、貸主が直接事業を行っている床面積が1,000㎡を超える場合は資産割が、その貸ビル業の従

業者数が100人を越える場合は従業者割が対象となります。

なお、事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている方は、その貸し付けを行うこととなった日から2か月以内に、当該事業所用家屋の床面積その他必要事項を記載した「事業所用家屋の貸付け等申告書」を提出することになります。

Q17 当社は市内に工場を開設しましたが、他のA社に経営を全面的に委託しており、当社の社員はその工場に一人も勤務していません。工場の所有権は当社にあり、固定資産税も当社が支払っています。納税義務者はどちらになりますか。

A 事業所税の納税義務者は、建物の所有に関係なく、実際にその事業所等で事業を行っている法人や個人が対象となりますので、当該工場において事業を行うA社が納税義務者になります。

Q18 甲社は業務の一部を乙社に委託しており、委託料を乙社に支払っています。乙社は、乙社の工場及び従業員を使用し、受託した事業を行っています。この場合の委託事業に係る納税義務者は甲社、乙社のどちらになりますか。

A 委託事業の実施が乙社の工場及び従業員により行われている場合は、乙社が納税義務者となります。

なお、甲社の事業所等の一部で乙社の従業員がこの委託事業を行う場合は、事業所等の一部について賃貸借契約等により占有して使用できる状態で独立した乙社の事業所等と認められる場合を除き、当該委託者である甲社が納税義務者となります。

Q19 製造業者（A）が所有する製品保管庫（2,000㎡）において、運送業者（B）が荷役業務を委託されています。次の場合、事業所税の納税義務者はそれぞれA、Bいずれになりますか。

(1) Aの製造工場と製品保管庫が同一敷地内

(2) Aの製造工場と製品保管庫が離れてある場合

A 製品保管庫は製造業者（A）が所有していますが、当該製品保管庫において荷役業務を運送業者（B）に委託しています。しかし、Bが行う事業は、単なる製品の荷役業務であり当該保管庫を事業用家屋として使用している者はAとなると考えられます。よって（1）、（2）ともAが納税義務を負います。

一般に、委託事業に係る納税義務者については、委託業務の実施の状態により、当該事業所用家屋の使用、管理等の状態を把握して現に事業を行っている者であるか否かにより納税義務者を判定することになります。

Q20 デパート等の売場において、いわゆるケース貸しとして他の事業者[※]に営業させている場合、当該部分に係る資産割は誰に課税されますか。

A デパート等におけるいわゆるケース貸しに係る部分は、当該床面積の使用について賃貸借契約が締結され、借入人が当該部分の使用権を有する場合を除き、当該部分については、デパート等の経営者が資産割の納税義務者となります。（「ケース貸し」…デパートまたはスーパーでのフロアの一部に、商品ケース等を設けて営業をすること）

Q21 貸ビル内の地下駐車場も申告する必要がありますか。また、誰が納税義務者となりますか。

A 貸ビル内の地下駐車場も課税対象となります。

納税義務者が誰であるかは、具体的には、①駐車場の管理人は誰が配置しているか、②駐車場の契約内容はどのようになっているか（貸室と同様か）、③駐車場所が特定しているか等あくまでも管理責任等を総合的に勘案し、判定すべきものと考えられます。

一般的には、貸ビル内の駐車場が、貸ビル業者の管理責任の下で貸ビル業者により営業されている場合には、当該貸ビル業者が申告することになります。反対に、当該駐車場が貸ビル業者の営業に係るものではなく、テナントの使用部分が特定され賃借料を徴収している部分については、その特定部分について当該貸ビル内で事業を営む者（テナント等）が納税義務者になるものと考えられます。また、各テナント等の自由駐車が認められている部分については、その共用部分に係る各テナント等の専用部分に応じて按分されることとなります。この場合において、自由駐車が外来者のための無料開放である場合においては、各テナント等の共用部分とは考えられず、無料開放部分については当該貸ビル業者が管理責任を負う部分として、当該貸ビル業者が納税義務者となります。

Q22 事業を行う者とみられる者が単なる名義人の場合はどうなりますか。

A 事業所税において事業を行う者とは、当該事業の収支の結果を自己に帰属せしめている者をいいます。法律上事業所等において事業を行う者が単なる名義人であって、他の者が事実上当該事業を行っている[※]と認められる場合には、当該事業に対して課する事業所税は当該他の者になります。

3 課税標準（資産割）

Q23 按分されるべき共用部分の範囲について、5階建てのビルの2階の一部を借りている場合、このビル全体の階段とエレベーター部分、廊下等は全入居者の共用部分となりますか。

A 当該貸ビルにおける階段、エレベーター室等は、原則として入居者全員に係る共用部分として取り扱います。

Q24 屋根付の自転車置き場、工場内のトイレ、物置は、資産割の課税において事業所床面積に算入されますか。

A 工場内に附属する自転車置き場は、それが事業所用家屋の一部である限りその面積は事業所床面積に算入すべきものです。事業所用家屋の一部であるかどうかは、具体的には固定資産税の取り扱い上家屋として取り扱われているかどうかによります。トイレや物置も事業所用家屋の一部として事業の用に供されている場合には課税の対象になります。

Q25 床面積を算定するに当たって、塔屋、屋内屋、片側壁屋根の通路、作業場はどうなりますか。

A 設例のような場合の床面積の算定は、不動産登記法上の取り扱いを参考とし、個々の具体的事例について判断することとなります。

一般的な取り扱いについて

- (1) 塔屋、屋内屋：一室の面積の50%以上が、天井の高さが1.5m以上のものであるときはその部分は床面積に算入し、1.5m未満のものであるときは原則として床面積に算入しません。
- (2) 片側壁屋根の通路：一般的には側壁を有しないので「室」を構成しないこととなり、床面積に算入しません。
- (3) 作業場a：ガソリンスタンド等のキャノピーは家屋として取り扱わないのが適当とされています。
- (4) 作業場b：トラックターミナル等は上屋の占める部分を床面積に算入することになります。側壁、支柱がなくても荷捌き場としての用途に供し得るものです。

Q26 駐車場施設は課税になりますか。

A 事業所税の資産割の課税対象は事業所用家屋です。駐車場として対象となるものは、家屋である駐車場です。例えば、立体駐車場や屋内駐車場が対象となります。カーポートや土地だけの駐車場施設（屋外の平面駐車場）は対象となりません。

課税になる駐車場施設は、事業を行う者が自己の事業所等内に有する駐車場施設のほか、月極貸し、年貸し等の駐車場で専用使用するものについてもその事業者の事業所床面積として算定します。この場合、駐車場にかかる共用部分（車路等）については、駐車場を専用使用する者の間で、それぞれが専有している駐車場の面積の比によって按分することになりますが、一台あたりの駐車スペースが概ね同一である場合には、車路等の共用部分を含めた駐車場施設全体の面積を駐車台数で按分することもできます。

Q27 テナントビルにおいて、事務所と駐車場（立体駐車場・タワーパーキング）を借り事業を行っていますが、この場合、駐車場部分の面積はどのように算出しますか。

A 家屋の対象となる立体駐車場（タワーパーキング）であれば、課税対象となります。この場合の立体駐車場（タワーパーキング）における床面積は、床面積を台数按分し、1台当りの床面積を算出し算定することとなります。その上で、事務所部分と駐車場部分の面積を合計し、床面積を算出することとなります。

Q28 4月半ばに店舗を借りて内装工事を行い、5月1日にオープンしました。新設の日はいつになりますか。

A 新設の日は、営業開始の日（オープンの日）ではなく、当該業務の準備期間等を含む、原則として賃貸借期間の開始日となります。

なお、算定期間（事業年度等）の中途での新設の場合、月割計算の月数については、新設の日の属する月の翌月から数えます。この例では、4月が新設の日の属する月なので、月数は5月から数えます。

Q29 事業所が課税区域外に移転した場合や、火災等で滅失した場合の資産割はどのように取り扱われますか。

A 事業所等の廃止が行われたものとして取り扱うこととなります。

Q30 次のような会社の合併の場合、事業所税の課税はどうなりますか。合併した両社は共に免税点を超える事業所床面積及び従業員を有するものとします。

(1) A社がB社に吸収合併された場合

(2) A社とB社が対等合併し、C社を設立した場合

A 設問の場合の事業に係る事業所税の課税は次のようになります。

1 異なる敷地の場合

(1) 課税標準の算定においては、資産割については課税標準の算定期間の中途において事業所等が新設されたものとして月割計算を行い、従業員割についてはB社が直接支払った給与等のみを課税標準として課税することとなります。

(2) A社、B社及びC社について、それぞれ事業年度の末日における事業所床面積及び当該事業年度の期間中に支払われた従業員給与総額を課税標準として課税することとなります。

2 同じ敷地の場合

(1) B社については事業年度の末日における事業所床面積及び当該事業年度の期間中に支払われた従業員給与総額（旧A社の社員についてはB社において合併後に支払われた従業員給与総

額が対象となる。)を課税標準として課税することになります。A社については当該事業の廃止の日における事業所床面積及び当該廃止の日までに係る期間中にA社の社員に対して支払われた従業員給与総額を課税標準としてそれぞれ課税することになります。なお、資産割については、旧A社の既に申告納付済の分まで改めて負担を求めることになること、また、「対等合併の場合」との均衡からも合併前の旧A社の事業所部分に対応する資産割については、減免申請をしていただくこととなります。

- (2) A社、B社及びC社について、それぞれ事業年度の末日における事業所床面積及び当該事業年度の期間中に支払われた従業員給与総額を課税標準として課税することになります。(「異なる敷地の場合」に同じ。)

4 課税標準(従業員割)

Q31 従業員給与総額には何が含まれますか。

A 従業員に対して支払われる俸給、給料、賃金および賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下「給与等」といいます。)の総額で、所得税法上給与等に該当しないものは含まれません。この場合の従業員給与総額には、給与等の実際の支払い日にかかわらず、既に支払い義務が発生し、会計上未払い金として計上されたものも含まれます。

Q32 経理上未払金として処理されている給与等は、課税標準となる従業員給与総額に算入されますか。

A 既に支払いの義務が発生し、未払金として損金経理されている給与等は、当該課税標準の算定期間における従業員給与総額に算入すべきものです。

Q33 デパートやスーパーに問屋などから派遣されている従業員の給与等の取り扱いはどうなりますか。

A その従業員の給与等が問屋などから支払われている限り、派遣元の問屋などの従業員給与等として取り扱い、派遣先の従業員給与総額には含めません。

Q34 役員賞与は従業員給与総額に含まれますか。

A 役員賞与は従業員給与総額に含まれます。事業所税の従業員給与総額の対象となる給与等は、原則として所得税法上給与所得となる給与額であり、会計上費用計上された給与等の額です。法人税の損金に合わせるとの考え方はありません。会社法、企業会計上の取り扱いが変わり、役員賞与が費用計上されるのであれば、その役員賞与は従業員給与総額に含めることとなります。

なお、会社法施行後においても利益処分により役員賞与が支給された場合は、会計上費用計上

されないので、従業者給与総額の対象外になります。

Q35 退職者に対して支払われるベースアップの差額は、課税標準となる従業者給与総額に含まれますか。

A 従業者給与総額に含まれます。

Q36 賞与等の引当金は課税標準となる従業者給与総額に含まれますか。

A 従業者給与総額に含まれません。

Q37 所得税が非課税となる通勤手当は、従業者給与総額に含めないこととされていますが、所得税が非課税となる宿日直手当、食事代についても同様と解してよいですか。

A 所得税が非課税となる宿日直手当、食事代についても従業者給与総額には含めません。

Q38 地方税法及び同法施行令に関する取り扱いについての依命通達においては、事業所税の課税標準となる従業者給与総額について、「勤務すべき施設が事業所等に該当しない場合の当該施設の従業者（例えば常時船舶の乗組員である者）に対して支払われる給与については含まれない」とされていますが、次の場合はどうなりますか。

- (1) 課税区域外の島巡りの定期客船の乗組員
- (2) 列車内の食堂や売店の従業員

A (1)、(2)ともに主たる給与等を支払う事業所等の従業者給与総額として取り扱うこととなります。

Q39 次のような出向社員の給与等の取り扱いについてはどうなりますか。

- (1) A社の社員がB社に出向し、当該社員に係る給与等はA社が支払い、B社はA社に対して当該給与相当分を経営指導料として支払っている場合
- (2) A社の社員がB社に出向し、当該社員に係る給与等は、A社及びB社が一部ずつ支払っている場合

A

- (1) 一般的には、出向元の社の従業者給与として取り扱われるものでありますが、当該経営指導料等が法人税の取り扱い上（法人税基本通達9-2-45）給与として取り扱われる場合は、当該出向先のB社の従業者給与として取り扱うこととなります。なおこの場合、当該経営指導料等の額を出向元のA社の従業者給与総額から控除することとなります。
- (2) A社及びB社が支払っている給与等をそれぞれA社及びB社の従業者給与総額に算入するこ

とになります。

Q40 従業者給与総額の算定について、外国又は課税区域外に長期間出張し又は派遣されている社員の給与等の取り扱いはどうなりますか。

A 外国又は課税区域外に派遣されている社員の給与等のうち、当該派遣期間に係る給与等は従業者給与総額に算入しないこととなります。

なお、出張に係る社員の給与等については、当該出張が派遣と同様と認められる場合を除き、従業者給与総額に算入することとなります。

Q41 従業者給与総額の算定について、外国又は課税区域外に長期間出張し又は派遣されている社員の給与等の取り扱いについては、従業者給与総額に算入しないこととされていますが、出張であるのか派遣であるのか、あるいは単なる出張であるのか又は長期出張であるのかについて具体的な認定基準はありますか。

A 出張であるか派遣であるかについては、個々の企業の人事管理の形態によっても異なるので、身分関係、職務関係等を総合的に勘案するより他に方法がないものと考えられます。また、単なる出張であるのか長期出張であるのかの判断についても、一律的な基準の設定は困難であり、個々の具体的なケースごとに判断することとなります。

Q42 65歳以上の使用人兼務役員は「役員」と解してよいですか。また、使用人として支払われた給与等の扱いはどうなりますか。

A 65歳以上の者であっても使用人兼務役員は、役員と解し従業者数に含まれます。また、使用人として支払われた給与等についても従業者給与総額に含まれます。

Q43 従業者割の非課税対象年齢の引き上げにより、控除の対象はどうなりますか。

A 従業者の給与の計算の基礎となる期間（月給、週給等の期間）の末日において、年齢65歳以上の者に該当することになる従業者については、その従業者に係る給与等のうち、当該期間以降に係る給与等の額を控除します。

なお、平成17年度税制改正により非課税対象となる年齢が、下記のとおり平成25年度までに段階的に引き上げられることになっています。

- ・平成22年4月1日以後開始する法人の事業年度の場合は64歳以上
- ・平成25年4月1日以後開始する法人の事業年度の場合は65歳以上

Q44 次に掲げる手当等は従業者給与総額に算入されますか。

- (1) 通勤手当
- (2) 住居手当
- (3) レクリエーションの費用
- (4) 観劇等の入場券の交付
- (5) 永年勤続者の表彰記念品
- (6) 食事代(食券交付)

A (1)、(2)は従業者給与総額に含まれますが、所得税の取り扱い上非課税とされる通勤手当については従業者給与総額に含めないこととなります。

(3)～(6)は従業者給与総額に基本的には含めませんが、食事代を現金支給している場合には、当該金額は従業者給与総額に含めることとなります。

Q45 アルバイトやパートタイマー等の給与は、従業者割の課税標準である従業者給与総額に含まれますか。また、これらの人員が期末時において減少した場合、年間給与も減額計算できますか。

A 従業者割の課税標準である従業者給与総額とは、「事業所等の従業者」に対して支払われる俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与をいうものとされています。

「事業所等の従業者」であるかどうかは、その者が当該事業所等において労働法上のいわゆる支配従属関係にある者として勤務しているものであるかどうかにより判定されることとなりますが、アルバイトやパートタイマー等は、いずれもこれらの関係にある者と認められますので、これらの者に対して支払われた給与の額は従業者給与総額に含まれることとなります。

次に、従業者割の課税標準は、課税標準の算定期間中に支払った従業者給与総額とされており、免税点の判定のように一定時点(課税標準の算定期間の末日)において把握するものではなく、フローの概念としてとらえられているものです。従いまして、給与を支払われた従業者が課税標準の算定期間の末日において当該事業所等に勤務しているか否かを問わず、課税標準の算定期間中に支払われた給与である限りは、課税標準に含まれることとなります。

免税点判定日(期末日)に高崎市内の従業者を数え、100人を超えた場合には、算定期間(事業年度等)においてアルバイトやパートタイマー等を含む全ての従業者に支払った給与等が従業者給与総額となります。

Q46 従業者割において、事業年度の中途に退職した者はどのように算定することとなりますか。

A 免税点の判定の基礎となる従業者数には含まれませんが、それでも免税点(事業所の合計従業者数が100人)を超える場合は、該当者の退職時まで支払われた給与等は従業者給与総額に

含めて算定することになります。

Q47 高崎市内以外にも支店を持っており、年度の途中で社員が異動しています。免税点と従業者割の算出方法を教えてください。

A 従業者割の人数については、原則、算定期間の末日（決算日）現在の人数で免税点を判断します。従業者給与総額については、1年間にその事業所が支払った給与等が全て入りますので、例えば、高崎市の事業所で半年勤め、決算日現在は高崎市以外で勤務されている方の場合は、免税点の判定には含めませんが、従業者割の算出にあたっては、その方の半年分の給与を含めて給与総額を計算することになります。

Q48 建築現場事務所を設置することなく建築工事が行われている事例（小規模な建築工事、改装工事、補修工事等。従業者は、通常工事現場へ直接出勤。）においては、現場作業に従事する従業者は、本社（又は管理する事務所）に属する従業者として、その者に支払われる給与等は課税標準に含めることになりますか。

A 勤務の便宜上工事現場へ直行する機会が多いとしても、勤務すべき建築現場事務所がないため、本社又は管理する事務所に属する従業者として取り扱うことになります。

Q49 A社は各県に一名ずつ常駐者がいますが、これらの者は現地採用で本社には年に一回か二回程度出社するだけで、これらの者の勤務すべき事務所はありません。これらの者の給与は毎月本社から送金し、本社で経理していますが、当該給与は本社の従業者給与総額に含まれますか。

A 当該事業所等の従業者であるためには、必ずしも当該事業所等に現実に勤務する者であることは必要とせず、労働法上といういわゆる支配従属関係にあり、給与等が支払われていること等のみをもって足りることとなります。

ところが、他に一定の施設がある場合において当該施設に勤務する者の給与等の額は、当該施設が事業所等とはいえないものである場合には、当該者が所属する事業所等の従業者給与総額には含めないこととされており、設問の場合も本社の従業者給与総額に含めないこととなります。

5 免税点

Q50 未使用資産については免税点の判定に含めますか。

A 事業所税は、事業所用家屋の全部又は一部において現に事業所等の用に供するものに対して課されるものでありますが、例えば、工場に機械設備を設置したものの当該機械設備ははまだ稼働していないような場合であっても、当該家屋は工場の用に供していると解されます。従いまして、

このような場合は未使用資産も休止施設として免税点の判定に含めることとなります。現に事業所等の用に供していると認められない場合とは、新築の建物等で、なんらの施設も設置せず放置している場合等をいいます。この場合は、免税点の判定には含めないこととなります。

Q51 免税点の判定において、次のような従業員の取り扱いについてはどうなりますか。

- (1) A社の社員がB社に出向し、給与等はA社が支払っている場合
- (2) A社の社員がB社に出向し、給与等はA社が支払い、B社はA社に対して当該給与相当分を指導料として支払っている場合
- (3) A社の社員がB社に出向し、給与等はA社及びB社がそれぞれ一部ずつ支払っている場合

A

- (1) については、出向元の会社の従業員に含まれます。
- (2) については、出向先の会社が出向元の会社に対して当該者の給与相当分を指導料として支払っている場合で法人税法上当該指導料等が給与として取り扱われる場合は、出向先の会社の従業員に含まれることとなります。
- (3) については、主たる給与等を支払う会社の従業員に含まれることとなります。この場合、いずれが「主たる給与等」の支払う会社であるかどうかは、支払い給与等の額の多寡、給与等の性格等を勘案して判定することとなります。

Q52 アルバイトやパートタイマーは、従業員の人数に含まれますか。また、支払われる給与は従業員割の課税標準である従業員給与総額に含まれますか。

A 相当短時間の勤務をすることとして雇用されているものについては、免税点の判定においては含めません。「相当短時間の勤務をすることとして雇用されているもの」とは、アルバイトやパートタイマーなどの形式的な呼称ではなく、勤務の状態によって判定されるものであり、休暇、社会保険、賞与等から見ても明らかに正規の従業員とは区別されるもので、就業規則等で定められた1日の所定労働時間が正規従業員と比較して4分の3未満であるものをいいます。

なお、就業規則等に勤務時間の規定がなく、日々変動する場合には、免税点判定日（期末日）における実勤務時間で比較します。

このようにして免税点判定日（期末日）に高崎市内の従業員を数え、100人を超えた場合には、算定期間（事業年度等）中においてアルバイトやパートタイマー等を含む全ての従業員に支払った給与等が従業員給与総額となります。

Q53 従業員数に著しい変動がある業種の事業を営んでいますが、従業員数の免税点判定はどうなりますか。

A 課税標準の算定期間を通じて従業者数に著しい変動がある事業所等については、次の算式により算出された数を算定期間の末日現在の従業者数とみなします。

なお、従業者数に著しい変動がある事業所等とは、課税標準の算定期間の各月の末日現在における従業者のうち、最大の従業者数が最小の従業者数の2倍を超える事業所等です。

$$\text{従業者数} = \frac{\text{算定期間に属する各月末日現在における従業者数を合計した数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

具体例

A法人(12月決算)の従業者は、本店に80人のほか、8月に新設したB支店の各月末の人数が次のとおりとなっています。

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
従業者数								30	50	40	30	15

上記のB支店の各月末の人数について、最大の従業者数(9月末50人)が最小の従業者数(12月末15人)の2倍を超えているので、課税標準の算定期間中(注)を通じて従業者数に著しい変動がある場合に該当します。

この場合、B支店の従業者数は、算定期間の末日の現況による15人ではなく、以下の式により求めます。

$$\text{従業者数} = \frac{(30+50+40+30+15) \text{ 人}}{5 \text{ 月}} = 33 \text{ 人}$$

(注) 算定期間の中で新設された事業所等においては、新設の日の属する月から課税標準の算定期間の末日までの期間をさします。

Q54 免税点の判定に際し、年齢65歳以上の者に該当するかどうかの判定はどの時点になりますか。また、課税標準の算定において控除される給与等の具体的算定についてはどうなりますか。

A 免税点の判定に際し、従業者が年齢65歳以上の者に該当するかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日において行います。

また、課税標準の算定においては、従業者の給与の計算の基礎となる期間(月給、週給等の期間)の末日において、年齢65歳以上の者に該当することになる従業者について、その従業者に係る給与等のうち、当該期間以降に係る給与等の額を控除することになります。

Q55 課税標準の算定期間（事業年度等）の末日に、事業所の新設・廃止等の変動があった場合は、それぞれ免税点判定に含まれますか。

A 課税標準の算定期間(事業年度等)の末日に以下のような変動があった場合の免税点の判定は、次のとおりになります。

	資 産 割	従業者割
① 末日に廃止された事業所	含める	含める
② 末日に新設された事業所	含める	含める
③ 末日に退職した従業者	—	含める
④ 末日に採用された従業者	—	含める
⑤ 末日に非課税となった施設	含めない	含めない
⑥ 末日に非課税でなくなった施設	含める	含める
⑦ 末日に高齢者に該当することになった者	—	含めない
⑧ 末日に課税団体外へ配置された従業者	—	含めない
⑨ 末日に課税団体内へ配置された従業者	—	含める

Q56 当初課税の対象とされない事業所等であったものが、事業年度の中途において事業所用家屋の用途が変更されたこと等により、課税標準の算定期間の末日においては課税の対象となった場合、免税点の判定、事業所床面積及び従業者給与総額の算定はどのようにになりますか。

A

(1) 資産割については、当該課税標準の算定期間の末日の事業所床面積により免税点の判定を行うとともに、当該面積を課税標準とします。

(2) 従業者割については、当該課税標準の算定期間の末日の従業者数により免税点の判定を行い、課税標準の算定期間のうち課税の対象となる事業所等に係る期間に支払われた従業者給与総額をもって課税標準とします。

Q57 企業組合又は協業組合にかかる免税点判定の特例について教えてください。

A (地方税法第701条の43第2項) 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項第6号に規定する企業組合または同項第7号に規定する協業組合(以下、「協業組合等」)が、当該市の区域内において行う事業に係る各事業所等のうち、その事業所用家屋が、その企業組合等の組合員が組合員となった際にその者の事業の用に供されていたものであり、かつ、その者がその後引き続きその事業所等において行われる事業の主宰者としてその企業組合等の事業に従事しているもの、その他これに準ずるものとして地方税法施行令第56条の72の規定で定める事業所等に該当するものについては、事業所床面積が1,000㎡以下である者にあつては資産

割を、従業者の数が100人以下である者にあつては従業者割を課することができません。(非課税の適用を受けるものを除く。)

6 非課税

Q58 研修所と保養所を兼ねて「研修保養所」の名称を使用している場合、福利厚生施設として非課税になりますか。

A 名称にかかわらず、当該施設が従業員の保養を主目的とする従業員の福利厚生施設であると認められる場合を除き、業務用施設として課税対象となります。

なお、保養所として宿泊施設を有するが、昼間において宿泊施設を会議室等として使用して研修が行われる施設は、福利厚生施設であるとは認められません。

福利厚生と業務用を兼用する施設は非課税にはなりません。

Q59 福利厚生施設である更衣室、浴場等が業務用施設として取り扱われる場合の判断基準について教えてください。

A あくまでも当該施設の使用形態の実態等によって判断されなければなりません。一般的にデパートや銀行等において就業規則等でユニホームの着用が義務付けられている者に係る更衣室や鉱工業等における現業部門に限定して設けられている浴場等は業務に係る施設として取り扱うべきと考えます。

なお、ユニホームを着用していても就業規則で義務付けられていなければ、福利厚生施設として取り扱うことができます。

Q60 次のものは福利厚生施設に該当しますか。

- (1) 自動販売機及びウォータークーラー
- (2) 通勤自転車置き場
- (3) 工場の敷地内にある神社

A いずれも福利厚生施設には該当しません。なお、神社については建物と認められているものであつても、宗教的なシンボルとしての性格が強いので、事業所用家屋に該当するとは考えられません。

Q61 A社は事務室の一部を移動用ロッカーで区切って、更衣室としています。また、メーカーから貸与されている清涼飲料用の自動販売機を廊下の一角に設置しています。これらの専有する床面積を福利厚生施設の床面積として、非課税の適用はできますか。

A 設問の場合の更衣室は、単に事務室の一部を移動用ロッカーで区切ったに過ぎないものであり、

他の場所へ移動することも考えられます。また、自動販売機についても一般的にはメーカーから貸与されているものであり、廊下あるいはホールの一角に設置されているような場合は、他の場所へ移動することも考えられます。

このように、一定の場所に固定しない更衣室や自動販売機の占有する床面積は、福利厚生施設に係る非課税部分として事業所用家屋の床面積から控除することは適当でないと考えられます。

Q62 鉄道事業等の事業用施設の非課税の範囲において、地方税法施行令第56条の36に規定する「事務所」の範囲はどうなりますか。また、「事務所」の範囲には、地方鉄道業者の施設で駅内に付設された事務所も含まれますか。

A 地方税法施行令第56条の36等に規定する「事務所」の範囲は、「地方税法第348条第5項（現行第4項）の規定によって固定資産税を非課税とされる「事務所」の範囲について」（昭27. 8. 30自乙発第130号、各都道府県知事あて自治庁次官通達）に示された「事務所」の範囲と同様です。

また、地方鉄道業者の駅内の施設で、駅としての業務を取り扱う事務所に係る部分は、地方税法施行令第56条の36に規定する「事務所」の範囲に含まれません。

Q63 オフィスビルの一部に飲食店等が入っている場合は、当該ビル全体の消防設備等が非課税対象となりますか。

A いわゆるオフィスビルの中に飲食店等の防火対象物で、多数の者が出入する事業所等がある場合において、当該オフィスビルである事業所用家屋が「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」昭50・4・15消防予第41号消防安第41号各都道府県消防主管部長あて消防庁防災課長安全救急課長通知）により、消防法施行令別表第1（16）項イに掲げる複合用途防火対象物に該当する場合は、当該家屋全体に係る消防設備等が非課税対象となります。

Q64 農協や法人である労働組合等が経営する会館内の食堂、宴会場、売店、宿泊室、結婚式場、ロビー等は非課税とされる福利厚生施設の中に含まれますか。

A これらの施設が専ら農業協同組合等の構成員の福利又は厚生のための施設として利用に供されていると認められる限り、非課税とされる福利厚生施設に含まれます。

Q65 （公益法人等）地方税法第701条の34第2項の収益事業とは何をいいますか。

A 法人税法施行令第5条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます。

Q66 (農業用施設) 地方税法第701条の34第3項第11号の農業生産用施設について、次のものは対象となりますか。

- (1) 種苗の販売を業とする種苗会社において、採取した種子を保管する低温保管施設
- (2) 飼料改良のための鶏舎豚舎牛舎等を有し、家畜を飼育し、飼料を改良するための種々のデータを収集する業を行い、生産された卵・食用豚・牛乳等は農協を通じて出荷している場合の鶏舎等

A

- (1) 販売用の商品である種子の発芽を防止するための低温保管倉庫は非課税とはなりません。
- (2) 農業の生産活動を行っているものと考えられますので、これに係る畜舎については、直接その生産の用に供する施設として非課税となります。

Q67 (農業協同組合) 地方税法第701条の34第3項第12号について、組合事業として醤油の製造及びプロパンガスの供給を行っているが、これらの施設は非課税の対象となりますか。

A 本項の非課税となる施設は、組合員である農林水産業者の共同利用に供する施設に限るものであり、設問の施設については該当しません。

Q68 (卸売市場) 地方税法第701条の34第3項第14号の施設について、次のものは対象となりますか。

- (1) 卸売市場の中にある事務所
- (2) 倉庫業者Aが卸売業者Bから寄託を受けて保管している生鮮食料品について、Bの申し出により卸売市場の開設者が卸売市場法第39条第1項の規定による場外保管場所として指定した場合の保管庫

A

- (1) 卸売市場法に規定する卸売市場は、事務所も含めて全面的に非課税です。なお、卸売市場の外に設置されている事務所は、非課税とはなりません。
- (2) 卸売市場に対する非課税措置は、用途に着目して非課税とされているものであり、所有者あるいは事業主が誰であるかは問いません。従いまして、当該保管場所が、卸売市場法第39条ただし書に規定するいわゆる指定場外保管場所に該当する限り、非課税となります。

Q69 (一般自動車運送業) 地方税法第701条の34第3項第21号の施設について、運送業の場合、事務所以外は非課税となりますか。また、その施設に従事している従業員も非課税となりますか。

A 運送業が地方税法第701条の34第3項第21号に規定する運送事業であれば、事務所以外

の施設はすべて非課税となり、具体的には、営業所、車庫、保管所、荷扱所、上屋、労務員詰所、修理工場等が該当します。また、これらの施設に係る従業員も非課税となります。

ただし、修理工場については直営の施設のみ該当することになりますので、委託等による修理工場は該当しません。

Q70 (一般自動車運送業) 地方税法第701条の34第3項第21号について、A社は一般貨物自動車運送事業、第二種貨物利用運送事業及び倉庫業を営んでいます。このA社のZ事業所においては、B社の委託を受けて、B社の工場からB社の全国各特約販売店等への物流の中継業務を行っています。その際、A社はB社製品の保管庫としてC社(倉庫業の免許はなし)所有の倉庫を使用し、B社から保管料を坪当たりの単価契約で受領しています。また、B社はこの倉庫の一部を事務所としてA社から借り配送業務の指示を行っています。この様な場合、保管庫の事業に係る事業所税はA社、B社のいずれが納税義務者となり、取り扱いはどうなりますか。

A 当該保管庫については、あくまでも保管責任を有するものが納税義務者になります。保管責任の有無の判断に当たっては、A社に支払われる対価の名目だけにとらわれることなく、従業員の駐留の状態、貨物の出し入れの指示は誰が行うか等実態を勘案して判断すべきものとなります。

事例の場合、これらの実態が明らかではありませんが、B社が当該保管庫の一部に事務所を置き配送業務の指示を出していることから、保管料が賃借料としての性格を有し、B社がこの事務所保管庫の管理を行っているとみることができます。

よって、B社が納税義務者となり、非課税等の適用はありません。

Q71 (路外駐車場) 地方税法第701条の34第3項第27号について、路外に設置された駐車場で次に掲げる営業形態の場合には、路外駐車場に該当しますか。

(1) 時間貸しと月極貸しを行っている場合

(2) 昼間は時間貸し、夜間は月極貸しを行っている場合

A

(1) 時間貸しと月極貸しを行っている場合であっても、当該月極貸しの契約内容が単なる料金支払の変形であって、その利用状態が時間貸しと同様の場合は、当該駐車場全体が路外駐車場に該当します。なお、駐車場の一部について駐車部分が特定している場合又は駐車場全部が月極貸しの場合は当該一部又は全部については、路外駐車場に該当しないものです。

(2) 夜間において月極貸しを行っている場合であっても、当該駐車部分について昼間は時間貸しを行っている場合は、当該車場部分は路外駐車場に該当します。

Q72 スーパーAの店舗の地下に併設された駐車場は、駐車場管理人を配置せず、買い物客以外の駐車が拒まれることはありません。しかしながら、当該駐車場の看板には、「スーパーAお客様駐車場」として料金を定めた事項（料金は通常の時間貸し駐車場と比して妥当な金額。買い上げ金額による料金免除規定あり。）が記載されています。この事例の駐車場は、次の考え方のどちらに該当することになりますか。

- (1) 現実に関心買い物客以外の駐車を拒んでいない以上、一般公共の用に供するとして非課税に該当します。
- (2) 買い物客以外の駐車はあくまでも無断駐車であり、お客さま用の駐車場用として非課税に該当しません。

A (1) のとおり非課税に該当します。なお、路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいい（駐車場法第2条第2号）、この場合、料金の差については問題にする必要はありません。

Q73 農協の非課税施設に勤務する職員が朝夕出勤退勤時に座る机が事務室内に一つの係として配列されていますが、特に区切られてはいません。従業者給与は全額非課税になりますが、係が占める資産割床面積も非課税になりますか。また、非課税にならないときは課税標準の特例の適用はありますか（非課税者の機の占める割合は8割以下）。

A 農協については、非課税の規定（農林水産業者の共同利用に供する施設で一定のもの。地方税法第701条の34第3項第12号）と課税標準の特例の規定（協同組合等が本来の事業の用に供する施設。地方税法第701条の41第1項表1）があります。

設問の場合は非課税施設には該当しないものと考えられますので、資産割は課税となりますが、課税標準の特例の適用はあります。

Q74 ビル内の Gondola 式駐車場の非課税部分の認定はどのように行えばよいですか。この駐車場の利用形態は、時間貸し及び長期優先利用が混合しています。

A 駐車場部分の1階の床面積（ $A\text{m}^2$ ）に、時間貸し部分（ $X\text{m}^2$ ）と長期優先利用部分（ $Y\text{m}^2$ ）を加えた面積に対する時間貸し部分の床面積の割合を乗じて求めた床面積を非課税部分と認定することができます。なお、一台あたりの駐車スペースが概ね同一であれば、駐車台数により按分することも差し支えありません。

$$\text{非課税部分} = A \times \frac{X}{X+Y}$$

Q75 市立遊園地、市民会館等の公共施設内に設けられた売店、食堂等（いずれも営利業者が経営）は非課税になりますか。

A 公共施設内にある売店は、市民サービス、施設の利用上の利便を考慮して設置されたものですが、それらの売店等を経営する業者の事業の用に供する事業所用家屋であると考えられますので、事業所税の課税対象となります。

Q76 A食堂は数社から昼食弁当の仕出しを委託されていますが、この場合、A食堂は各企業の福利厚生施設として非課税となりますか。

A 勤労者の利用に供する福利厚生施設のうち、事業を行う者からの委託を受けて行う事業に係る施設とは、事業主、企業グループ、健康保険組合又は職員共済会等が設置した福利厚生施設であって、その管理運営を他のものに委託しているものをいいます。A食堂は、事業主等が社員のために設置した食堂には当たりませんので、非課税にはなりません。

Q77 A社は、B社構内に事業所等を設け従業員総数300名で事業を行っていますが、このうち200名は、B社から経営委託を受けた社員食堂に勤務し、残り100名はB社との賃貸借契約により借り受けた売店及びA社の事務所に勤務しています。この場合、A社の事業に係る事業所税のうち、従業者割の算定はどうなりますか。

A B社の社員食堂は、A社が事業を行うもの（B社）から経営の委託を受けて行う事業に係る施設で、専ら勤労者の利用に供する福利厚生のための施設であるので、非課税となります。

一方、A社がB社から借り受けた売店は、委託事業と異なり、B社の福利厚生施設とはならず、A社の独自の事業となるものです。従いまして、A社の従業者のうち、経営委託を受けた社員食堂に従事する従業者を除いた従業者数により算定することになります。

設問においては、非課税施設部分を除いた従業者数が100人であり、免税点以下であるため、従業者割についての納税義務はありません。

Q78 機械製造業のA社の敷地内に、A社が従業員の福利厚生施設として設置した従業員食堂について、次の場合、課税関係はどうなりますか。

- (1) A社が当該食堂の管理、運営をA社自ら行った場合（直営方式）
- (2) A社が当該食堂の管理、運営を食堂経営会社（B社）に委託した場合（委託方式）
- (3) A社が当該食堂をB社に賃貸し、B社がA社の社員のための食堂を経営する場合（賃貸借方式）
- (4) A社が当該食堂の管理、運営をB社に委託し、さらにB社が別の食堂経営会社C社に委託した場合（再委託方式）

A

- (1) A社に係る資産割のうち、当該食堂部分に係る事業所床面積は非課税となります。また、当該食堂を管理運営する従業者割額についても非課税となります。
- (2) 事業主等から経営の委託を受けて行う福利厚生事業についても、事業主等が直営している場合との均衡を図るため、非課税となります。
- (3) 福利厚生施設の非課税の適用については、賃貸借方式の場合は賃借人であるB社の事業は賃借人A社の従業員のための福利厚生の事業とはいえ、賃借人自らの事業となり、非課税の適用はありません。従いまして、B社に対して資産割が課税されます。また、当該食堂の賃借人であるB社の従業員給与総額は、非課税とならずに、B社の従業員給与総額に算入します。
- (4) 再委託方式の場合は、当該食堂に係る事業所床面積は非課税面積にはならず、A社に対して資産割が課税されます。また、再委託を受けたC社の従業員給与総額も非課税にはならず、C社の従業員給与総額に算入します。なお、B社は課税対象とはなりません。

7 課税標準の特例

Q79 (公害防止施設等) 地方税法第701条の41第1項の表第3号の施設について、工場内に設置されている公害防止施設に係る事業所床面積は特例の対象となりますか。

A 企業が生産活動等に伴って生ずる廃棄物等を自ら処理するために設置する公害防止施設については、専ら当該公害防止施設の用に供する事業用家屋内に設置されているものに限り課税標準の特例の適用があります。従いまして、工場内に設置されている公害防止施設は、一般的に特例の対象とはならないと解します。

なお、この場合において「専ら当該施設の用に供する事業用家屋」とは、概ね八割以上が地方税法施行令第56条の53第1号から第6号までに掲げる施設の用に供されているものがこれに該当することになります。

Q80 地方税法第701条の41第1項の表第7号の施設について、みそ、醤油、食用酢、酒類の製造用施設のうち、どのような施設が対象となりますか。

A みそ、醤油、食用酢、酒類の製造用施設で、直接これらの製造の用に供する施設として、包装、瓶詰、樽詰、その他これらに類する作業のための施設以外の施設が特例の対象となります。具体的には、原料処理、仕込み、発酵熟成、火入、調整及び加熱殺菌の各工程に係る施設が対象となり、原料倉庫及び包装、瓶詰、樽詰の各工程に係る施設は対象とはなりません。

Q81 (木材市場等) 地方税法第701条の41第1項の表の第8号に規定する市場には、卸売場、駐車場、休憩所等の附帯施設も含まれますか。

A 設問の附帯施設も含まれます。

Q82 (木材市場等) 地方税法第701条の41第1項の表の第8号に規定する、木材の販売若しくは製材を業とする者の事業の用に供する木材の保管施設については、原木はもちろん、合板(いわゆるベニヤ)も木材に含めることはできますか。また、家具製造業者が、原木を自家で製材している場合においては、当該原木の保管庫は、課税標準の特例が適用されますか。

A 木材には合板も含まれます。また、木材の保管施設に係る課税標準の特例は、木材の販売もしくは製材を業とする者がその事業の用に供する保管施設に適用されるものであり、設問の家具製造業者の原木保管庫はこれに該当しないので、適用はされません。

Q83 (ホテル、旅館等) 地方税法施行令第56条の60及び第56条の61に規定する「食堂」は、専ら宿泊客の利用に供される施設とされていますが、主食堂は「専ら宿泊客の利用に供する施設」と解してよいですか。

A 主食堂は「専ら宿泊客の利用に供する施設」となります。

なお、ホテル営業及び旅館営業の用に供する施設で一定の施設は特例措置が講じられていますが、具体的には次に掲げる施設が対象とされています(それ以外は対象外となります)。

①客室

②食堂(専ら宿泊客の利用する施設に限る)

食堂が専ら宿泊客の利用に供する施設に該当するかどうかは、その食堂に対する宿泊客の利用が概ね八割程度以上あるかどうかによることとされています。なお、ホテルの主食堂(メイン食堂)は特例に該当することになります。グリル等の食堂については、「専ら」に該当しない限り特例の対象とはなりません。

③広間(主として宿泊客以外の者の利用する施設は除く)

主として宿泊客以外の者の利用に供する施設とは、旅館の広間の利用形態が五割以上宿泊客以外の者(外部の者)によって利用されている場合の広間をいいます。この場合の広間については特例の対象外です。

④ロビー、浴室、厨房、機械室(消防用防災用等の非課税該当は除く)

⑤以上の他、これらに類する施設として、玄関、玄関帳場、フロント、クローク、配膳室、サービスステーション、便所、階段、エレベーター、リネン室及びランドリー室が特例の対象となります。

Q84 (倉庫業法に規定する倉庫) 地方税法第701条の41第1項の表第14号について、どのような施設が対象となりますか。

A 倉庫業者が所有する倉庫に限らず、借り上げている倉庫も対象となります。また、実際に物品の保管の用に供する部分のみをいうものではなく、実際に物品の保管の用に供する家屋自体をいうものと解されています。

Q85 (タクシー事業) 地方税法第701条の41第1項の表第15号について、どのような施設が対象となりますか。

A タクシー事業の用に供する施設で対象となるものは事務所以外の施設とされており、営業所、車庫、点検施設、給油施設、洗車施設等が特例の対象となります。

Q86 (タクシー事業) 地方税法第701条の41第1項の表第15号について、同一営業所内においてタクシー事業とハイヤー事業を兼業する場合、資産割の面積はどのように算定しますか。

A ハイヤー事業については特例の適用はありませんので、ハイヤー事業の用に供する部分は除外することになります。なお、タクシー事業の本来の事業の用に供する部分が不明である場合には、それぞれの台数により事業所床面積を按分する等、合理的な方法で算定することになります。

8 消防用設備等及び防災施設等に関する事項 (非課税規定)

Q87 次の設備等のように、消防用途の機能と一般用途の機能を兼用しているものに係る事業所床面積は、非課税として取り扱うことはできますか。

- (1) 消防用設備等の水源としての技術上の基準に適合している水槽で、一般給水用の水源をも兼用している場合の当該水槽
- (2) 消防用設備等の非常電源と他の電源との共用の受電設備、変電設備その他の機器及び配線が外箱に収納されている非常電源専用受電設備
- (3) 消防用設備等の監視、操作等と空調、保温等の監視、操作等を併せ行う総合操作盤
- (4) 消防用の排煙と暖房用等の排煙を併せ行う排煙設備の風道等
- (5) パイプスペース又は配線シャフトとして区画された部分で、消防用設備等の配管又は配線と一般設備の配管又は配線と併せて格納するもの

A (1)～(5)の設備等については、非課税として取り扱うことができます。

Q88 消防用設備等のポンプと一般給水用のポンプとが併設されているポンプ室について、消防用設備等に係る事業所床面積はどのように算定しますか。また、消防用設備等に係る非常電源

設備と一般照明用等の電源設備とが併設されている電源室、消防用設備等の機器（排煙設備の排煙機等）と一般業務用の機器とが併設されている機械室等についてはどうですか。

A 設問のポンプ室、電源室、機械室等のように、消防用設備等と一般業務用の設備とがその設置場所を共用している場合には、それぞれの設備の規模（占用床面積等）に応じ、当該設置場所に係る事業所床面積を按分することになります。

Q89 消防用設備等の水源と一般給水用の水源を兼用する水槽を地下に埋設し、その蓋に当たる床面に消防用設備等のポンプと一般給水用のポンプとが設置されているポンプ室の消防用設備等に係る事業所床面積はどのように算定しますか。

A 設問のポンプ室に係る事業所床面積は、専らポンプ室の用に供されていると考えられますので、それぞれのポンプの規模に応じ、当該ポンプ室に係る事業所床面積を按分することになります。

Q90 壁等に埋め込まれ、又は取り付けられている消防用設備等の機器（消火栓箱、操作機器の格納箱、避難器具等）に係る床面積及びこれらの機器の操作面積については、事業所税の課税上どのように取り扱うことになりますか。また、消火器等移動性消火用具に係る床面積についてはどうですか。

A 壁、天井等に埋め込まれ又は取り付けられている消防用設備等の機器については、それらの機器が占める床面積はありませんので、非課税の対象となる事業所床面積もないことになります。

なお、これらの機器の操作面積については、消防署長等の命令により、当該機器に係る操作面積の確保及びその最小限必要な範囲が明確にされ、かつ、当該部分が有効に確保されていると認められる場合に限り、当該操作面積（最小限必要とされる部分に限る。）は、地方税法施行規則第24条の9第2号に該当することになります。また、移動性消火用具については、その設置箇所に消防法施行規則第9条第4号に基づく標識が設けられ、かつ、当該設置箇所に常置されている場合に限り、その占用床面積は非課税とされます。

Q91 一定の既存防火対象物については、消防法施行令第31条の規定（消防用設備等の基準の特例）の適用に関する特例基準につき、消防庁安全救急課長からの通達（昭和50年7月10日消防安第77号「既存防火対象物に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」）がなされていますが、当該通達の技術上の特例基準に適合する消防用設備等についても非課税措置は適用されますか。

A 設問の既存防火対象物に係る消防用設備等のみならず、消防法施行令第31条の規定の適用がある消防用設備等については、全て非課税措置が適用されます。

Q92 特別避難階段又は避難階段に附室が設けられている場合、当該附室の部分も非課税の範囲に含まれますか。

A 特別避難階段にあっては、附室の措置がその構造上の要件であるので（建築基準法施行令第123条第3項第1号）、当該附室も非課税の範囲に含まれます。また、避難階段の附室については、特別避難階段を設置すべき建築物に準ずる建築物として特定行政庁が避難階段に附室の措置を命じた場合には、地方税法施行規則第24条の9第2号に該当するものとして、その2分の1の面積に対応する部分が非課税になります。

Q93 建築基準法施行令第123条第1項又は第3項に定める構造を有する傾斜路は、地方税法施行令第56条の43第3項第1号イに規定する避難階段等に該当すると解しますか。

A 設問の傾斜路は、地方税法施行令第56条の43第3項第1号イに規定する避難階段等に該当します。

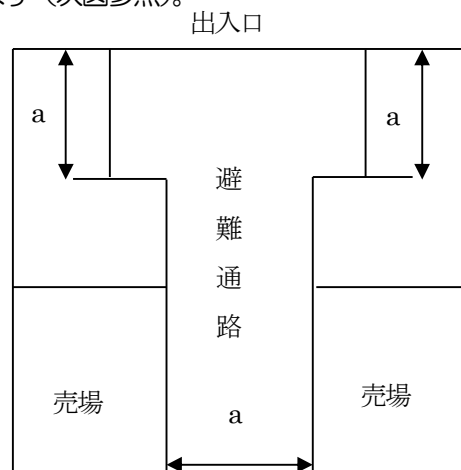
Q94 消防用設備等の監視、操作等に係る総合操作盤等が中央管理室に設置されている場合、当該中央管理室に係る地方税法第701条の34第4項の規定による非課税事業所床面積は、どのように算定しますか。

A 総合操作盤等の設置部分（占用床面積）については、その全部を非課税とし、残りの部分については、その2分の1の面積に対応する部分を非課税とすることになります。

Q95 地方税法施行令第56条の43第3項第1号ロに規定する避難階における屋外への出入口に係る床面積とは、どの部分をいいますか。

A 当該出入口に扉、柱等で区画されている部分がある場合は、当該区画された部分の床面積が該当します。特に区画がない場合は、当該出入口に係る床面積は存しないものです。

なお、この場合においても出入口の開口部に面した一定の部分（避難通路の幅に相当する部分）は、避難通路と認められます（次図参照）。



Q96 地方税法施行令第56条の43第3項第4号に規定する非常用エレベーターには、建築基準法施行令第129条の13の3第3項の乗降ロビーは含まれると解してよいのですか。

A 設問の乗降ロビーは、地方税法施行令第56条の43第3項第4号に規定する非常用エレベーターに含まれます。

Q97 地方税法施行令第56条の43第3項第5号イに規定する「条例の規定に基づき設置する避難通路」とは、条例で設置を義務づけられた避難通路のみを指すものであり、任意設置のものは含まれませんか。

A 任意設置のものは含まれません。

Q98 避難通路の幅が条例で最小限保有しなければならないこととされている幅を超えている場合、当該通路の全部を避難通路と認めることはできますか。また、廊下の幅について、建築基準法施行令第119条に規定する数値を超えて保有している場合も同様に取り扱うことができますか。

A 設問の場合、条例に規定されている幅を超えた部分も含めて避難通路と認めることができます。また、廊下の幅についても同様に取り扱うことができます。

避難通路及び廊下の幅については、法令上最小限必要な範囲のみが定められていますので、これを超えて保有することは、防災上はむしろ望ましいことです。

Q99 次の施設は、地方税法施行規則第24条の9第2号に該当するものとして取り扱うことはできますか。

(1) 建築物の構造、用途に応じ、避難等を確実にするために特定行政庁等から屋内バルコニー等の設置を命じられた場合の当該バルコニー等

(2) 中央管理室の要件を充足しない防災センター等を有する場合において、特定行政庁等から防災サブセンター等の設置を命じられ、これらが一体となって中央管理室の機能を維持するようにした場合の当該防災センター等及び防災サブセンター等

A 当該施設が火災等による被害を予防し、又は軽減するために有効に管理されていると認められる場合は、地方税法施行規則第24条の9第2号に該当することになります。

9 その他

Q100 事業所税は法人税法上企業の損金に算入されますか。また、損金に算入される場合、損金として経理すべき事業年度はいつになりますか。

A 事業所税は、原則として申告納付された日の属する事業年度において損金として算入されるこ

とになります。ただし、事業所税を製造原価、工事原価その他これらに準ずるものの原価に配賦した場合には、当該年度未払金として処理することが認められています。

Q101 事業所税は法人が中間の仮決算をした場合、中間申告の必要はありますか。また、個人の場合、前年度実績に基づく予定納税の必要はありますか。

A 事業所税は、所得税、法人税及び法人等の市民税と異なり、中間申告又は予定納税の制度はありません。

以上